平成30年12月28日

環境創造局環境管理課

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正

に係る意見公募要領

市内事業者の温暖化対策の一層の推進を図るとともに、低炭素電気の普及を促進する制度を創設する等のため、横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正しました（平成30年12月25日公布）。この条例改正に伴う条例施行規則及び各指針の一部改正を実施します。

　また、条例改正に伴わない条例施行規則の一部改正についても併せて実施します。

つきましては、これら案の内容について広く市民の皆さまからご意見をいただくため、意見公募をします。

１　意見公募期間

　　平成30年12月28日（金）から平成31年１月31日（木）まで

２　意見提出方法

　　次いずれかの方法によりご提出願います。

1. 郵送の場合

　　　郵便番号：〒２３１－００１７　横浜市中区港町１－１

横浜市環境創造局環境管理課

1. ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：０４５－６８１－２７９０　横浜市環境創造局環境管理課

1. ご持参いただく場合

　　　持参先：関内中央ビル８階（中区真砂町２－２２）横浜市環境創造局環境管理課

1. 電子メールの場合

　　　メールアドレス：[ks-kankyokanri@city.yokohama.jp](mailto:ks-kankyokanri@city.yokohama.jp)

３　資料の入手方法

　　意見公募にあたり、資料として「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則等について（概要）」等を公表しています。下記環境管理課ホームページからダウンロードしていただけるほか、環境管理課、市庁舎１階市民情報センター及び各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行っています。

【環境管理課ホームページ】

http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/jourei/iken6.html

４　注意事項

(1) いただいたご意見とそれに対する考え方は、後日ホームページ等で公表します。個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) いただいたご意見や情報につきましては、本件の目的以外には使用しません。

５　お問い合わせ先

　　環境創造局環境保全部環境管理課

　　電話：０４５－６７１－２７３３

　　FAX：０４５－６８１－２７９０